

## 委員会運営規則

### (委員会の設置、廃止)

第1条 定款第34条の規定に基づき、次に掲げる委員会を設ける。

- (1) 総務委員会
- (2) 組織委員会
- (3) 研修委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 税制委員会
- (6) 厚生委員会

2 委員会の新設または廃止については、理事会の決議による。

### (業務の分担)

第2条 各委員会は、別表に掲げる業務を分担する。

### (委員の構成)

第3条 各委員会は、次により構成する。

- 委員長 1名
- 副委員長 2名以内
- 委 員 若干名

### (委員の選任)

第4条 委員長・副委員長並びに委員は、理事会の推薦により会長がこれを委託する。

- 2 委員は、理事及び地区役員の内から選任する。
- 3 委員会の業務遂行上、特に必要ある場合は、前項以外の者（その委員会業務に精通する者）を選任する事が出来るものとする。

### (委員の職務)

第5条 委員長は、各委員会の業務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときは、これを代理する。
- 3 委員は、各委員会の業務を分担する。

### (委員の任期)

第6条 委員長、副委員長、委員の任期は、本会の役員と同様とする。

### (委員の退任)

第7条 委員は、次の各号の一つに該当するに至ったときは退任するものとする。

- (1) 会員たる資格を喪失したとき
- (2) 委員として適当でないと委員長が認めたとき

(委員の報酬)

第8条 委員長、副委員長、委員は、無報酬とする。

(委員会の招集)

第9条 委員会は委員長が必要と認めたとき、これを招集する。

(委員会の会議)

第10条 委員会はその構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 長必要あるときは、委員会に出席して助言することができる。

(会議の議長)

第11条 委員会の会議の議長は、委員長をもってこれにあてる。

(議決事項の報告)

第12条 委員長は、委員会において議決した事項を遅滞なく会長に報告しなければならない。

(理事会等への付議)

第13条 会長は、各委員会において議決した事項で必要と認めたものについては、次回の正副会長会または理事会に付議しなければならない。

(委員会規則の変更)

第14条 委員会の規則は、理事会の決議を経て変更するものとする。

附 則

この規則は、昭和62年7月20日より施行する。

(1) この改正規則は、公益社団法人の認定登記の日(平成25年4月1日)より施行する。

(別 表) 委員会の職務

総務委員会 会務の総括的な立場で全体の流れを把握し、その運営を円滑ならしめることを目的とする。

- (1) 諸会議の開催運営並びに各委員会の調整に関する事項
- (2) 財産の管理並びに財政に関する事項
- (3) 関係諸団体との連絡協調、その他涉外に関する事項
- (4) 諸規約および事務局に関する事項
- (5) その他、他の委員会に属さない事項

組織委員会 会員増強を推進するとともに、組織機構の整備を図り、組織を拡充強化することを目的とする。

- (1) 会員増強に関する事項
- (2) 組織機構の研究整備に関する事項
- (3) 会員の異動等の管理に関する事項
- (4) その他、組織の充実に関する事項

研修委員会 法人会事業の中心である研修会等を効果的に推進することを目的とする。

- (1) 各種研修会・説明会等の開催に関する事項
- (2) 役職員の視察・研修に関する事項
- (3) 会員の交流及び意識調査に関する事項
- (4) その他、研修事業に関する事項

広報委員会 会員並びに社会一般に対して法人会の主旨、活動状況等を周知せしめることを目的とする。

- (1) 機関誌の編集・発行に関する事項
- (2) 内外に対する税情報等の発信及び広報宣伝に関する事項
- (3) 参考図書等の配布斡旋に関する事項
- (4) ホームページの管理運営に関する事項
- (5) その他、広報活動に関する事項

税制委員会 税制及び税法等の研究を基盤に、税制並びに税務行政に対する意見具申を行なうことを目的とする。

- (1) 税制及び税法等の調査研究に関する事項
- (2) 税制改正要望及び提言に関する事項
- (3) 税務行政に対する意見具申に関する事項
- (4) その他、税制に関する事項

厚生委員会 各種厚生制度の推進等、会員サービスの充実を図ることを目的とする。

- (1) 各種保障制度に関する事項
- (2) 親睦事業に関する事項
- (3) その他、会員の福利厚生に関する事項